

議 事 録

会 議 名	令和3年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年5月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子隆夫 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	7番 相田孝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第5回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、4番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号13号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内の農地2筆です。譲受人の1名で耕作しており、ブロッコリー、エダマメ、ダイコン、ネギ等を作付けしています。また、トラクター、管理機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、3キロメートルで車で10分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の7番が本日欠席のため4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：5月20日事務局職員と現地を見てきました。しっかりと管理されておりました。問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号13号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号14号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号14号を朗読）

（説明）当該地は小動地区の農用地の4筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：5月15日に事務局と現地調査をいたしました。借り手は茅ヶ崎市、藤沢市で耕作しており実績があります。一般法人のため借り手、貸し手、町との3者で農地を適性に利用するための協定を締結する予定ですので問題はないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番：利用権の設定期間は5年ですが、どのような理由でしょうか。

事務局：利用権の設定期間は、3年とすることが多いのですが栽培作物は果樹ですので5年間は必要と借り手から聞いております。当事者同士で期間は決めておりますので問題ないと思います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号14号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案番号15号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号15号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区の農用地の1筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：当該地は長年耕作されておらず私の圃場の近くにありますので、よく存じ上げております。先月会社説明していただきました(株)ショーナンさんが利用されるということで、有効利用していただければ良いのではないかと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：ぶどうの苗木の生産なのか果樹園にするのかどちらですか。

事務局：両方行くと聞いております。果樹園の方はぶどうを採取してワイン製造まで考えているようです。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号15号は原案のとおり決定通知書を町長

	<p>に送付いたします。</p> <p>次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、報告番号33号から36号の4件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号37号から38号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

中村 基寛

議事録署名人

金子 隆夫

本議事録は、令和3年6月25日、承認・署名を得て確定しました。